

情報開示不服申立てに関する答申書

令和4年度答申第1号

令和4年7月14日

築上町長 新川 久三 様

築上町情報公開審査会

会 長 小野 憲昭 ㊟

令和4年5月13日付け4築総第051201号で諮問のあった不服申立てについて、築上町情報公開条例第23条の規定により、次のとおり審査結果を答申します。

不服申立てのあった 情 報 の 件 名	福岡県築上郡築上町大字湊1276-1、1279-1にまたがる町有地をコの字型に掘削した公共工事の決裁書、もしくは当該町有地の掘削を許可した際の決裁書
答申結果及び答申内容	審査会の結論 福岡県築上郡築上町大字湊1276-1、1279-1にまたがる町有地をコの字型に掘削した公共工事の決裁書、もしくは当該町有地の掘削を許可した際の決裁書（以下「本件対象文書」という。）につき対象文書不存在として非開示とした決定は、取り消すべきである。 理由は次のとおり。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人■■■■（以下「審査請求人」という。）が、令和3年12月6日、福岡県築上郡築上町大字湊1276-1、1279-1にまたがる町有地（以下「本件土地」という。）をコの字型に掘削した公共工事の決裁書、もしくは当該町有地の掘削を許可した際の決裁書の開示を請求（以下「本件請求」という。）したところ、処分庁が、対象文書は不存在であるとして同8日、情報非開示決定（以下「本件決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした事案である。

第2 本件審査請求の要旨

本件対象文書は、築上町文書管理規程、築上町財務規則により作成され、保存されているはずのものであり、存在しない理由はないとして、本件決定を取り消し、本件対象文書の開示を求めるものである。

第3 諮問にかかる審査庁の判断

1 本件審査請求の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、令和3年12月6日に本件請求をおこなった。

(情報開示請求書)

(2) 処分庁は、令和3年12月8日付け3築総第120804号で、審査請求人に対して、「対象文書不存在のため」と理由を付して、本件決定をおこなった。

(情報非開示決定通知書)

(3) 審査請求人は、令和3年12月10日、審査庁に対し、本件決定を不服として本件審査請求をした。

(情報開示審査請求書)

(4) 審査庁は、令和4年5月13日付け4築総051201号により、当審査会に対し、原処分の維持が適当であり、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書)

2 審査庁の考え方

本件審査請求に対し、本件対象文書が不存在として非開示とした原処分は妥当と考える。

3 理由

審査庁は、本件土地でおこなわれたとされる掘削工事は、町が発注した工事ではないことから、本件請求にかかる文書はないとし、本件決定を適法と考える。

審理員意見書も同様に、本件対象文書は存在せず、本件決定は適法と意見する。さらに同意見書は、審査請求人の主張する令和4年4月19日時点において、築上町情報公

開条例（以下「条例」という。）第19条に基づく当審査会への諮問がなされていない点についても、審理員意見書の提出を待って諮問するものであり、違法・不当とは言い得ないとしている。

よって、審査庁としては、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとする。

第4 当審査会の判断

当審査会は、令和4年5月13日、審査庁から諮問を受けた。その後、当審査会は、同年5月31日及び6月10日の計2回の調査審議をおこなった。

1 本件諮問に至るまでの手続について

- (1) 処分庁は、令和4年2月10日、審査請求人あてに弁明書を送付したが、同年3月4日、弁明書を取り下げた。
- (2) 審査庁は、本件審査請求を受け、築上町都市政策課長 [REDACTED] を審理員に指名した。
- (3) 処分庁は、同年3月31日、審理員宛てに弁明書を提出した。
- (4) 審査請求人は、同年4月19日付けで反論書を提出した。
- (5) 審理員は、同年5月10日付けで、審理員意見書及び事件記録を提出した。

2 手続の違法性について

条例上、審査請求がされた場合実施機関は、「速やかに」、「審査会に諮問するよう」町長に求めることが規定され（第19条第1項）、町長は「速やかに」審査会に諮問する（同2項）とされている。

ただ、条例には、行政不服審査法第9条第1項ただし書に規定する審理員の指名について除外を定める規定がない。そのため、審査請求にあたっては、行政不服審査法に基づいて、審理員を指名（同法9条第1項）し、その審理を経た上で、行政不服審査法第43条、81条に基づいた行政不服審査会等に諮問することとなる。

本件審査請求後、当審査会への諮問までは、5ヶ月以上を要している。審査会の答申が、諮問を受けた日の翌日から起算して90日以内（条例第23条第1項）に答申をしなければならぬとされた趣旨が迅速な審理にあるとすれば、当審査会への諮問まで5ヶ月以上を要していることは妥当ではないともいえる。

しかし、審査会への諮問は、審理員意見書の提出をうけたときに諮問すると定められており（行政不服審査法第43条第1項）、当審査会への諮問は、令和4年5月10日の審理員意見書の提出を受け、同13日になされている。

本件審査請求後の手続において、審理員指名までの間、手続に行き違いがあったことを勘案しても、審理員指名後の手続は速やかになされており、一連の審理手続について、違法とまではいえない。

3 本件対象文書の存否について

処分庁および審査庁は、本件土地でおこなわれたとされる掘削工事は、町が発注した工事ではないことから、本件請求にかかる文書はないとしている。

しかし、当審査会の調査によれば、そもそも本件土地は「掘削」されたものではなく、

本件土地を除く福岡県築上郡築上町大字湊1276-1, 1279-1の土地に土が盛られたことから、結果的に本件土地が「コの字型」になったことが認められる。

同1276-1についてはその一部について、平成29年4月1日付け行政財産使用（一時使用）許可に基づき、一時使用がなされているが、当該使用許可に本件土地は含まれていない。

そして、湊1279-1については、同地に築上町のし尿処理施設建設にかかる建設発生土を搬入することについて町の同意がなされている。発生土を同地に搬入した結果、搬入されなかった箇所が、本件土地の1279-1部分となっている。

その結果、湊1276-1の一時使用がなされていなかった部分と合わせて、本件土地が「コの字」のような形になったのである。

以上のとおりであることから、本件土地の「掘削」工事にかかる決裁文書は存在しない。

ただ、結果としてコの字型になったことにかかる決裁文書は存在する。湊1276-1については、平成29年4月1日付け行政財産使用（一時使用）許可書が存在する（なお、同許可書は、令和2年1月14日付け情報公開請求書に基づき、審査請求人に対して、開示済みである。）。

湊1279-1については、「建設発生土処分計画書」、「建設発生土処分地確認書」等にかかる決裁文書が存在する。

条例第1条の目的に照らせば、形式的に対象文書が不存在とするのではなく、該当する文書は積極的に開示すべきである。そこで、審査請求人に対して、少なくとも、湊1279-1にかかる「建設発生土処分計画書」、「建設発生土処分地確認書」については、開示をすべきである。

4 まとめ

以上のとおり、本件決定にかかる対象文書は不存在とまではいえないことから、本件審査請求は棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当とは言えず、本件決定を取り消すべきである。

よって、結論記載のとおり答申する。

以 上